

平成 24 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

金沢大学大学院法務研究科
法務専攻

平成 25 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について | 1 |
| I 認証評価結果 | 7 |
| II 章ごとの評価 | 8 |
| 第 1 章 教育の理念及び目標 | 8 |
| 第 2 章 教育内容 | 9 |
| 第 3 章 教育方法 | 14 |
| 第 4 章 成績評価及び修了認定 | 16 |
| 第 5 章 教育内容等の改善措置 | 20 |
| 第 6 章 入学者選抜等 | 21 |
| 第 7 章 学生の支援体制 | 23 |
| 第 8 章 教員組織 | 25 |
| 第 9 章 管理運営等 | 28 |
| 第 10 章 施設、設備及び図書館等 | 29 |
| 第 11 章 自己点検及び評価等 | 31 |
| <参 考> | 33 |
| i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載） | 35 |
| ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載） | 36 |
| iii 自己評価書等 | 37 |

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 24年7月 | 書面調査の実施 |
| 8月 | 評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・指摘事項の検討 教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 |
| 9月 | 評価部会 ・書面調査の分析結果の整理 運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定 |
| 10月～11月 | 訪問調査の実施 |
| 12月 | 運営連絡会議、評価部会 ・評価報告書原案の作成 |
| 25年1月 | 運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知 |
| 3月 | 運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定 |

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成25年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

| | |
|----------|---------------------|
| 磯部 力 | 國學院大學教授 |
| 磯村 保 | 早稲田大学教授 |
| 上田 廣一 | 上田廣一法律事務所弁護士 |
| 岡田 ヒロミ | 消費生活専門相談員 |
| 岡部 謙治 | 教育文化協会理事長 |
| 加藤 哲夫 | 早稲田大学教授 |
| 木村 光江 | 首都大学東京教授 |
| 久保井 一匡 | 久保井綜合法律事務所弁護士 |
| ◎佐々木 毅 | 学習院大学教授 |
| 佐藤 國雄 | 前 ユネスコ・アジア文化センター理事長 |
| 潮見 佳男 | 京都大学教授 |
| 滝澤 正 | 上智大学長 |
| 武井 康年 | 広島綜合法律会計事務所弁護士 |
| 龍岡 資晃 | 西綜合法律事務所弁護士 |
| ○田中 成明 | 国際高等研究所副所長 |
| 棚村 政行 | 早稲田大学大学院法学研究科長 |
| ダニエル・フット | 東京大学教授 |
| 長谷部 恭男 | 東京大学教授 |
| 藤井 敏明 | 司法研修所教官 |
| 丸山 毅 | 法務省法務総合研究所総務企画部付 |
| 三井 誠 | 同志社大学客員教授 |
| 村中 孝史 | 京都大学大学院法学研究科長 |
| 諸石 光熙 | 大江橋法律事務所弁護士 |
| 安永 正昭 | 同志社大学教授 |
| 山本 和彦 | 一橋大学教授 |
| 山本 眞一 | 桜美林大学教授 |
| 吉原 和志 | 東北大学教授 |

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

| | |
|--------|----------------|
| 磯部 力 | 國學院大學教授 |
| ○磯村 保 | 早稲田大学教授 |
| 加藤 哲夫 | 早稲田大学教授 |
| 木村 光江 | 首都大学東京教授 |
| 潮見 佳男 | 京都大学教授 |
| 龍岡 資晃 | 西綜合法律事務所弁護士 |
| ◎田中 成明 | 国際高等研究所副所長 |
| 土井 真一 | 京都大学教授 |
| 中川 丈久 | 神戸大学教授 |
| 野坂 泰司 | 学習院大学大学院法務研究科長 |
| 長谷部 恭男 | 東京大学教授 |
| 三井 誠 | 同志社大学客員教授 |
| 山川 隆一 | 慶應義塾大学教授 |
| 山中 至 | 熊本大学理事・副学長 |
| 山本 和彦 | 一橋大学教授 |
| 吉田 克己 | 早稲田大学教授 |
| 吉原 和志 | 東北大学教授 |

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

| | |
|--------|--------------|
| 榎本 修 | アイリス法律事務所弁護士 |
| ◎大塚 裕史 | 神戸大学教授 |
| 加藤 哲夫 | 早稲田大学教授 |
| ○小林 量 | 名古屋大学教授 |
| 佐々木 弘通 | 東北大学教授 |
| 波江野 弘 | 名古屋大学客員教授 |
| 桃崎 剛 | 司法研修所教官 |
| 渡辺 達徳 | 東北大学教授 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

| | |
|-------|------------------|
| 磯部力 | 國學院大學教授 |
| ○磯村保 | 早稲田大学教授 |
| 井上由里子 | 一橋大学教授 |
| 上原敏夫 | 明治大学教授 |
| 北村雅史 | 京都大学教授 |
| 小林哲也 | 小林総合法律事務所弁護士 |
| 佐藤隆之 | 東北大学法科大学院長 |
| 塩見淳 | 京都大学教授 |
| 道垣内正人 | 早稲田大学教授 |
| 野坂泰司 | 学習院大学大学院法務研究科長 |
| 服部高宏 | 京都大学教授 |
| 浜川清 | 法政大学教授 |
| 前田雅弘 | 京都大学教授 |
| 前田陽一 | 立教大学教授 |
| 丸山毅 | 法務省法務総合研究所総務企画部付 |
| 丸山雅夫 | 南山大学大学院法務研究科長 |
| ◎三井誠 | 同志社大学客員教授 |
| 村田涉 | 司法研修所教官 |
| 毛利透 | 京都大学教授 |
| 山川隆一 | 慶應義塾大学教授 |
| 山本和彦 | 一橋大学教授 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 章ごとの評価」において第1章から第11章のすべての基準を満たしている場合、当該法科大学院は、機構が定める法科大学院評価基準に適合していることを、満たしていない基準があれば、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、当該法科大学院は、機構が定める法科大学院評価基準に適合していること又は適合していないこと、及びその理由を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて掲げています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載するとともに、自己評価書等を掲載している機構ウェブサイトのアドレスを「iii 自己評価書等」に掲載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成24年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

金沢大学大学院法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学生1人に対し、アドバイザー教員2人が配置されており、可能な限り研究者教員と実務家教員の組合せで構成され、個別の指導及び助言がきめ細かく行われている。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備され、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 展開・先端科目の授業科目「紛争とその法的解決Ⅰ」及び「紛争とその法的解決Ⅱ」は、主として北陸三県で発生した事例を取り上げ、実際に担当した弁護士を外部講師として招き、オムニバス形式で展開される講義であり、「地域に根ざした法曹教育」という当該法科大学院の基本理念に即した内容の適切な科目である。
- 修了者は、法曹等として石川県を中心に地方都市で活躍しており、「地域に根ざした法曹教育」という当該法科大学院の基本理念に沿った教育が実現されている。
- 入学者選抜において、多様な学生を確保するために、法学関係以外の学部出身者及び社会人について、優先合格枠を設けている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 専任教員により正課外において実施されている学習指導について、過度の補習指導とならないよう留意する必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の基本理念は、「地域に根ざした法曹教育」であり、教育目的は、「①適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成、②紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなす法律家の養成」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト、パンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、基本理念及び教育目的に適った教育を実施するため、基礎から応用へ、実体法から手続法へ、理論から実務への段階的な学修を可能にする総合的なカリキュラムの編成、養成しようとする3つのタイプの法曹像に応じた履修モデルの提示等が行われている。

これらの授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、石川県を中心に、地方都市で活躍する弁護士等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、基本理念及び教育目的を効果的に実現するために、1年次に実体法の講義、2年次に手続法の講義及び法律基本科目の演習、3年次に分野横断的な問題や理論と実務の両面に及ぶ問題を扱う総合演習を配置し、また、理論的教育を踏まえて実務的教育が行われるよう配慮して授業科目を配置するなどにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、未修者向けの導入的な授業科目「法学入門」や全学生向けの授業科目「法情報調査」の必修科目としての開設や、アドバイス教員による学習指導の体制等がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、模擬裁判、クリニック、エクスターンシップに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「法理学」、「日本法の歴史」、「刑事政策」、「政治学」、「地方自治の現状と課題」等、(4) 展開・先端科目として、高度の専門的教育を行うという観点から置かれている授業科目「知的財産法」、「法医学」、「国際取引法」等や実務との融合に配慮した授業科目「民事保全・

執行法」、「消費者法」等のほか、北陸三県で発生した事例を取り上げ、実際に担当した弁護士を外部講師として招き、オムニバス形式で展開される「紛争とその法的解決Ⅰ」、「紛争とその法的解決Ⅱ」がそれぞれ開設されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 14 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 16 単位、「法学入門」1 単位の合計 63 単位とされており、このうち6単位は、法学未修者1年次の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者1年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2単位)
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

(2) (1) に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
- イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
- ウ クリニック
(弁護士 の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
- エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
- オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

- ア 法情報調査
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)
- イ 法文書作成
(法的文書 (契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等) の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位) が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事訴訟実務の基礎」（2単位）が必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務の基礎」（2単位）が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は授業科目「模擬裁判」、クリニックは授業科目「クリニック」、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ」（各2単位）が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、授業科目「法情報調査」が必修科目として開設され、法文書作成は、必修科目である授業科目「刑事訴訟実務の基礎」の中で適宜指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、授業科目ごとに研究者教員による「連携教員」を定め、授業担当教員である実務家教員と協議しながらシラバスを作成するとともに、授業期間中においては授業参観を行うなど、実務家教員と研究者教員による協力がなされている。

2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 展開・先端科目の授業科目「紛争とその法的解決Ⅰ」及び「紛争とその法的解決Ⅱ」は、主として北陸三県で発生した事例を取り上げ、実際に担当した弁護士を外部講師として招き、オムニバス形式で展開される講義であり、「地域に根ざした法曹教育」という当該法科大学院の基本理念に即した内容の適切な科目である。

- 修了者は、法曹等として石川県を中心に地方都市で活躍しており、「地域に根ざした法曹教育」という当該法科大学院の基本理念に沿った教育が実現されている。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他研究科の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修を可能とする制度は採用されていない。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、25人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目において、教員と学生との対話式授業を中心としつつ、適宜、講義スタイルを併用した授業が実施され、2年次以降配当の演習科目においては、あらかじめ報告者を定め、その報告に基づいて議論する方式と、報告者を定めることなく学生を無作為に指名し答述させる方式とを併用するなど、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「クリニック」及び「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」においては、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学

生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載され、年度ごとに学生に配付されるとともに大学ウェブサイトに掲載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割の作成における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、学習や学務に関する情報を入手できる当該大学独自のウェブサイトである「アカンサスポータル」を活用した予習・復習に関する情報提供、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては42単位（うち6単位は法学未修者1年次の法律基本科目を含む。）が上限とされており、2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは履修の手引に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、定期試験、小テスト、レポート等としており、これらは履修の手引及びシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、評価尺度の教員間での共有、授業科目間における成績のばらつきを防止するための成績評価基本方針の設定等が講じられている。

成績評価の結果については、定期試験の解答例、成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）等の必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、答案用紙への氏名無記載や教材持ち込みの禁止等、期末試験における実施方法について配慮されており、追試験においても、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の

範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは履修の手引に記載されているほか、入学時のガイダンスを通じて学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93 単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3 年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

| | |
|-------------|-------|
| ア 公法系科目 | 8 単位 |
| イ 民事系科目 | 24 単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10 単位 |
| エ 法律実務基礎科目 | 10 単位 |
| オ 基礎法学・隣接科目 | 4 単位 |
| カ 展開・先端科目 | 12 単位 |

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年在籍し、100単位を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計37単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において修得した単位と合わせて、35単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目14単位、民事系科目32単位、刑事系科目16単位、法律実務基礎科目11単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目12単位のほか、必修科目の「法学入門」1単位、選択科目から10単位を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、法学類の定期試験問題と類似しないよう出題委員及び入試・広報委員により出題内容の確認が行われるとともに、出題者が作成した「出題の意図」に基づき厳正に採点するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、公法（憲法・行政法）、私法（民法・商法）、刑法の3科目5分野について論述式試験を実施し、合格した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、35単位を修得したものとみなしている。この35単位については、1年次の必修科目36単位から授業科目「法情報調査」（1単位）を除いた合計35単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したもの

となっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「カリキュラム・FD委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生による授業評価アンケートの実施とその対応、教員相互の授業参観、連携教員制度の導入、教員研修会、実務家との意見交換会、講演会や他大学院への訪問研究等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる基本理念及び教育目的に照らし、「①推論能力や論理展開能力等、法学教育に必要となる基礎能力を備えている方、②人間と社会に対する健全な関心と判断能力を有する方、③様々なバックグラウンドを有する方、④法律基本科目に対する基礎的な専門知識を有する方（短縮コースのみ）」として設定され、ウェブサイト、学生募集要項を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、基本理念及び教育目的や入学者選抜の方法等の必要な情報が、進学説明会、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレットを通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試・広報委員会」及び「入試実施委員会」が設置され、入試業務に関する最終的な決定は法務研究科会議が行うこととされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点比率、過去の入試状況（合格者数、法律専門科目試験問題、小論文試験問題、成績状況等）が公表されており、また、身体に障がいがある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、標準コース（法学未修者3年コース）については小論文試験、短縮コース（法学既修者2年コース）については法律専門科目試験を実施し、さらに面接試験を行うことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、法学関係以外の学部出身者及び社会人に対する優先合格枠（合格者のうち3割程度）を設定しているほか、社会経験又は学習経験を踏まえて、志望理由及び入学後の抱負を記載できる志望理由書の提出を求めること等によって、大学等の在学者については、学業成績のほか多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成20年度は約44%、平成21年度は約57%、平成22年度は25%、平成23年度は約38%、平成24年度は約30%であり、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は63人であり、収容定員75人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、また、平成24年度入試からは2次募集を実施するなどして、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数を総合的に考慮し、平成22年度の入学定員から、前年度と比較して定員を15人削減する見直しが行われるとともに、平成24年度入試からは2次募集を実施するなど、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 入学者選抜において、多様な学生を確保するために、法学関係以外の学部出身者及び社会人について、優先合格枠を設けている。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、正課外で専任教員が関与する任意参加の自主講座・自主ゼミ等の学習指導が多数回実施されているものの、基本理念及び教育目的に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、各学期開始時のガイダンス、アドバイス教員制度、オフィスアワー、弁護士チューター制度、学生アドバイザー制度等によって、学習支援の体制が整備されている。また、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前の指定図書による事前学習の推奨、入学者全員に対するオリエンテーションの実施等、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、法律基本科目の授業期間が始まる前に集中講義で「法学入門」の授業を実施するなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの時間帯、場所、面談の予約方法等が記載された一覧表が、「アカンサスポータル」等により学生に周知されている。

このほか、勉学上の相談全般に対応する弁護士チューターを採用しているほか、修了者の一部を学生アドバイザーとして採用するなど、各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、保健管理センターにおいて定期健康診断及び健康等に関する各種相談、教員や学生ボランティアによる生活相談が行われているほか、各種ハラスメントについては、ハラスメント相談員が置かれるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、手すり、車いすのための鏡付きエレベーター、事務室等における引戸が設置されるなど整備充実を努めている。

身体に障がいのある学生が入学した際には、視覚障がいのある学生に対応するパソコンの導入や、聴覚障がいのある学生への支援としてのノートテイク制度等修学上必要な支援措置を講じる予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、全学の組織として「就職支援室」を設けているほか、当該法科大学院に「就職支援委員会」を置き、就職支援サイト「ジュリナビ」の案内や就職支援関係説明会の実施、アドバイス教員による進路相談への対応等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 学生1人に対し、アドバイス教員2人が配置されており、可能な限り研究者教員と実務家教員の組合せで構成され、個別の指導及び助言がきめ細かく行われている。

【留意すべき点】

- 専任教員により正課外において実施されている学習指導について、過度の補習指導とならないよう留意する必要がある。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「選考委員会」において候補者の教育・研究歴及び研究業績等について審査し、法務研究科会議において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、「教務・学生委員会」において、候補者が専任教員と同等の高度な教育上の指導能力を有するかを審査し、法務研究科会議において審議・決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、基本理念及び教育目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目であり、そのうち必修科目の授業は、ほぼすべてが専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員10年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、法務研究会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が1人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育研究の遂行に必要な知識及び能力の向上を図ることを目的として、相当の研究専念期間が与えられるよう努めている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、事務職員が2人、司書が1人配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法務研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、法務研究科会議が置かれている。法務研究科会議は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、「人間社会系事務部」が組織され、事務部長のほか、人事、総務に関する事務を行う総務課に13人、会計に関する事務を行う会計課に9人、学務に関する事務を行う学生課に4人の職員がそれぞれ配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、当該法科大学院の求めに応じて、設置者である学長が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室（模擬法廷室）、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室及び演習室には、プロジェクター、スクリーン、DVDデッキ、音響設備等が配備され、実習室には視聴覚装置等が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、ロッカーが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、パソコンを利用して法令集・判例集の検索・閲覧を行うことのできる「LLI統合型法律情報システム」等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、当該法科大学院専用の法務研究科図書室が整備されている。法務研究科図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、「図書委員会」が管理運営を行い、学生及び専任教員の希望に応じた図書及び資料の購入を図るなどの管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、プリンタ、複写機等が整備されている。また、法務研究科図書室には、司書の資格を有し、法情報調査の基礎的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、法務研究科図書室の距離が近いことから、自習室と法務研究科図書室との有機的連携が確保されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる教員控室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、学生相談室が整備されており、独立したスペースが確保されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

○ 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備され、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。

- 自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能であるほか、自習室と法務研究科図書室の距離が近いことから、自習室と法務研究科図書室との有機的連携が確保されている。
- 法務研究科図書室に司書の資格及び法情報調査に関する基礎的素養を備えている職員が配置されている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「点検評価委員会」が設置され、評価項目として「研究科の理念・目的及び基本組織」、「教育内容・方法等」、「入学者選抜」、「学生の支援体制」、「教員組織」、「管理運営」、「自己点検・評価」、「施設・設備及び図書等」、「その他教育・研究活動に関する事項」が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、「点検評価委員会」において検討され、法務研究科会議において「点検評価委員会」から専任教員全員に報告されるとともに、課題ごとに「教務・学生委員会」、「入試・広報委員会」、「カリキュラム・FD委員会」、「予算委員会」、「就職支援委員会」及び「施設委員会」において具体的に検討され、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「法科大学院自己評価書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「担当教員の紹介」を通じて公表されている。また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても公表されている。

その他当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、学生募集要項、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、教務・学生委員長の指示の下、「人間社会系事務部学生課法務研学務係」において収集され、近時のものは法務研学務係室の保管庫に、過去のものは法務研究科教員控室の保管庫において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報がウェブサイトの「担当教員の紹介」を通じて学内外に公表されている。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
金沢大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地
石川県金沢市
- (3) 学生数及び教員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）
学生数：63 人
教員数：16 人（うち実務家教員 4 人）

2 特徴

本研究科の基本的な教育目標は、本学における学士課程、大学院課程を通じた法学教育の教育目標である「人間及び社会に対する健全な関心と適切な判断能力の涵養」を根幹としている。学士課程における法学教育は、法を対象とする諸学問の教育研究の場であり、そこでの修学の中心が実定法の解釈学に置かれることは自然の傾向であるものの、法律を適用して紛争を解決し、あるいは種々の政策を策定するのはあくまでも「人」であり、その適用対象もまた基本的には「人」である。したがって、法を解釈・適用し、運用する者が、「人」の現に生活する社会に対して常に関心を払い、深い理解を示すということが、「法による支配」にとって不可欠となる。

このような基本的な教育目標の下、本学は、今日に至るまで約 170 人の法曹を輩出し、また、北陸地域を中心に、企業人、行政官、法学・政策学系研究者等地域社会に貢献しうる多数の人材を輩出するなど、高等教育機関としての社会的役割を果たしてきた。

こうした背景のもと、本研究科は、司法制度改革審議会の意見書に示された制度改革の趣旨、並びに法科大学院の全国適正配置の方針を踏まえ、本学における法学教育共通の基本的な教育目標のもと、法曹養成に特化した専門職大学院として平成 16 年 4 月に設置された。

その際、①本研究科が金沢市という地方都市に位置し、弁護士過疎地域に隣接する地に位置することといった地域的特性、②北陸を中心とした地域社会において高等教育機関としての社会的役割を果たしてきたという本学の歴史にかんがみ、「地域に根ざした法曹養成」を本研究科の基本理念として掲げた。この基本理念に基づく教育目標にかかわる本研究科の具体的な特徴については次項に譲り、本研究科の特徴を以下に述べる。

徹底した少人数教育

本研究科は、1 学年定員 25 人（平成 21 年度までは 40 人）であり、法科大学院としては小規模である。そのため、必然的にすべての授業において、少人数教育が実践されている。特に、2 年次以降に担当している演習・総合演習においては、1 学年を 2 クラスに分けて授業を実施するため、1 クラスの人数は約 10 人強となり、教員と学生、学生相互の活発な討論が可能となる。また、主に 1 年次に開講される講義についても、受講者は最大で約 20 人（短縮コースの定員数が 5 人のため）にとどまるため、教員は学生の理解度を見極めながら授業を展開することが十分に可能であり、双方向・多方向の授業も実践しやすい状況が常に作られている。

さらに、学生数が少ないことは必然的に、教員と学生との距離を縮め、学修指導に大きな効果をもたらす。教員は適宜、相互に情報を交換しながら個々の学生の個性、学修の進捗度等を容易に把握することができ、これに応じた学修指導をすることができる。

地域に根ざした実践的な教育

本研究科は北陸三県の弁護士会（金沢弁護士会、富山県弁護士会、福井弁護士会）から全面的な協力・支援を受け、理論と実務の架橋を意識した実践的な教育を実施している。さらに、上記の実践的な教育を行う過程で、①金沢地方裁判所、金沢家庭裁判所、金沢地方検察庁及び名古屋高等検察庁金沢支部から、裁判員制度や参与員制度に関する資料の提供・レクチャー、②金沢刑務所及び金沢地方法務局における施設見学等、地元の法曹及び法務行政機関から様々な形で協力を得て、教科書だけの学修にとどまらない、実務を踏まえた教育を実践している。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本研究科は、本学における法学教育に通底する考え方である「人間及び社会に対する健全な関心と適切な判断能力の涵養」を根幹としつつ、金沢市という地方都市に位置すること、弁護士過疎地域に隣接する地に位置することといった地域的特色、さらには、北陸を中心とした地域社会において高等教育機関として社会的役割を果たしてきたという本学の歴史に鑑み、**地域に根ざした法曹養成**を本研究科の基本理念として掲げている。これに基づき、次の二つを教育目的に据えている。

1. 適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成

北陸地方に限らず、我が国の地方都市では、法律事務所の多くは弁護士1人の個人経営又は2～3人による小規模な共同経営によって運営されている。当然、大都市における大規模法律事務所のように、専門化・分業化は進んでいない。ところが、持ち込まれる事件の種類は、民事、刑事、行政の各分野に及び、その内容も、交通事故、医療事故、消費者問題、労働事件、環境問題、相隣関係、離婚、相続、特許紛争など多岐にわたる。弁護士は、これらの事件を、紛争の端緒から終局段階に至るまで、一人で処理しなければならない。ここで必要とされるのは、ある特定の狭い先端的分野だけの専門家ではなく、日常的に生じうるあらゆる法的問題をバランス良く包括的に解決することのできる能力を備えた法律家である。

そこで、本研究科では、様々な法的紛争を適切かつ迅速に解決すべく、事件を分野横断的に捉えることができる法律家を養成することを第1の目的としており、この目的を達成するため、以下のとおり教育目標を設定している。

- ①法律基本科目のバランスのとれた習熟
- ②紛争解決に関する手続・実務への精通
- ③紛争類型に則した分野横断的な洞察力の養成

すなわち、あらゆる法的問題の解決及びそのプロセスがたった一人の法律家に委ねられる場面が多いことを考えると、解釈法学、紛争解決法学の根幹を成す法律基本科目の習熟が不可欠なのは言うまでもなく、さらに、実体法のみならず手続法についても、理論・実務の両面において精通していることが不可欠である。また、複数の領域にまたがる複雑な問題を一人で処理するためには、広い視野に立った分野横断的な洞察力を備えていることが必須となる。

2. 紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなす法律家の養成

第1の目的に加え、一方では、21世紀の社会を担う法曹は、単に法的紛争の解決のみにとどまらず、紛争予防のためのシステムを構築することに対しても、重要な役割を担っていかなければならない。特に、地方分権がますます進む今日、地方自治体の各種審議会等において、既存の法制度や組織の整合性に配慮しながら将来起こりうる問題解決・紛争予防のための枠組み作りに指導的役割を期待される場面が多くなると予想される。他方では、契約書や遺言書の作成、個人の財産管理、会社設立等、私人間に生じる法的問題の調整も、弁護士過疎地域においては、法曹の重要な業務の一つであると考えられる。

そこで、本研究科では、《公・私》の場面において、紛争予防のための調整能力を備え、社会貢献をなす法律家の養成を、第2の目的としており、この目的を達成するため、以下のとおり教育目標を設定している。

- ①社会状況を的確に把握する能力、それに基づく制度設計能力の育成
- ②私的紛争を予測・回避する能力の養成

もっとも、①と②の関係については、すべての学生が①、②の両者を達成しなければならないと捉えるのではなく、個々の学生が自らの興味・関心や目指す法曹像に応じて、少なくともいずれか一方を達成することができれば足りる教育目標と位置付けている。

本研究科では、このような教育目標の達成という観点から、カリキュラムを編成している。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201303/houka/no6_2_jiko_kanazawa_h201303.pdf